

「文化芸術×共生社会プロジェクト」実行委員会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「文化芸術×共生社会プロジェクト」実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 多様な主体との協働により実施する「文化芸術×共生社会」フェスティバルおよびモデル事業の開催からなる「文化芸術×共生社会プロジェクト」の実施に向けた連携体制を構築し、この枠組みを発展させることにより、文化芸術活動による共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 「文化芸術×共生社会プロジェクト」にかかる事業の開催運営
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、別表記載の職にある者をもって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に、委員長1名および副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、滋賀県文化スポーツ部長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長をもってこれに充てる。

(職務)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第7条 実行委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表記載の職にある者から委員長が指名する者とする。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第8条 委員および監事の任期は、実行委員会の設立の日から解散する日までとする。ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

第3章 会議

(総会)

第9条 実行委員会の会議（以下「総会」という。）は、別表に定める者によって構成し、委員長がこれを招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 総会は、委員長を議長とする。
- 4 総会は、総会の構成員の過半数の出席により成立するものとする。
- 5 委員は、事故その他やむを得ない理由により総会に出席できない場合は、代理人を出席させ、又は議長その他の委員に評決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 7 総会は、この規約に定めるもののほか、事業計画、予算および決算の承認その他重要事項を審議し決定する。

(書面決議・専決処分)

第10条 委員長は、やむを得ない理由により総会を招集する暇がないと認めるときは、その審議すべき事項を書面決議または専決処分することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分した場合は、これを次の総会に報告しなければならない。

(担当者会議)

第11条 実行委員会の円滑な運営を図るため、実行委員会に担当者会議を置く。

- 2 担当者会議の委員は、実行委員会の委員が推薦する者とする。
- 3 担当者会議は、本事業の具体的な企画・運営等を行い、実行委員会の円滑な運営を図る。
- 4 担当者会議は、必要事項を実行委員会に報告し、承認を得なければならない。
- 5 担当者会議は、議長を置くこととし、議長は滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課長をもって充てる。ただし、やむを得ない理由により、議長が不在となる場合は、あらかじめ議長が定めたものが議長を代行する。
- 6 第9条第4項から第6項の規定は、担当者会議について準用する。この場合において、それらの規定中の「総会」は「担当者会議」に読み替えるものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の業務を執行するために、事務局を滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課および公益財団法人びわ湖芸術文化財団に置く。

- 2 事務局を統括するために事務局長を置く。
- 3 事務局長は、公益財団法人びわ湖芸術文化財団事務局長の職にある者をもってこれに充てる。
- 4 事務局長が不在の場合は、公益財団法人びわ湖芸術文化財団の例に準じて行うものとする。

(業務の執行)

第 13 条 実行委員会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、公益財団法人びわ湖芸術文化財団の規程による。

(書類および帳簿の備え付け)

第 14 条 実行委員会は次の各号に掲げる書類および帳簿を備え付けて置かねばならない。

- (1) 実行委員会規約および前条各号に掲げる規程
- (2) 収入および支出に関する証拠書類および帳簿
- (3) その他前条に掲げる規程に基づく書類および帳簿

第 5 章 会 計

(経費)

第 15 条 実行委員会の経費は、負担金およびその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 出納は、翌年度 5 月 31 日をもって閉鎖する。

(監査等)

第 17 条 委員長は事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催の日までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

第 6 章 解 散

(解散)

第 18 条 実行委員会は、第 2 条に掲げる目標を達成した時、もしくは、第 3 条に定める事業を実施する必要が消滅した時に解散する。

(残余財産の帰属)

第 19 条 実行委員会が解散する場合において、その残余財産の帰属は、総会において決定する。

第 7 章 補 則

(委任)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第 16 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項および第3項ならびに第17条の規定については令和2年度事業から適用する。

別表

湖北アール・ブリュット展推進会議理事長
社会福祉法人グロー法人事務局芸術文化部長
世界にひとつの宝物づくり実行委員会会長
特定非営利活動法人はまかる代表理事
草津市生涯学習課長
滋賀県文化スポーツ部長
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
滋賀県立美術館副館長
公益財団法人びわ湖芸術文化財団理事長
公益財団法人びわ湖芸術文化財団法人本部地域創造部長
公益財団法人びわ湖芸術文化財団びわ湖ホール事業部長
公益財団法人びわ湖芸術文化財団文化産業交流会館事業課長